

南豪州政府の養殖政策

南オーストラリア州政府第一次産業地方省の Sean Sloan 漁業養殖局長から、説明を受けたこと、養殖業の現状と制度の概要以下の通り。

南オーストラリア州は、漁業の規模は大きくないが、インフラストラクチャ、海洋の清浄さと漁業・養殖業の専門性に優れており、養殖業としては 600 弱の許可を題している。総生産金額は 4 億ドル (340 億円) に達する。生産量はあまり多くはないが、高い価値の生産を上げることが目的にしている。

1. 養殖業の法的な枠組みは

- ① 2001 年に養殖業法；この法は養殖業の生態系への持続的な養殖を促進する。州の養殖資源から共同体（地域社会）への利益を最大にする。養殖業の効果的で効率的な規制を確保すること。
- ② 養殖規則 2016 年
- ③ ライブストック法 1997 年
- ④ 養殖の海域規制
- ⑤ 内部政策（リース規則）

2. 養殖業の種類は、太平洋マガキ、固有種のフラットオイスターとムール貝、kingfish（ハマチに近い）、陸上養殖としては、淡水のクレー・フィッシュ（ロブスターに近い）、アワビ、オイスターの孵化場とバラムンデイ、ミナミマグロと海藻類 (Algae) である。

3. 養殖場の許可に当たっては、許可（ライセンスを与えるだけでなく、当該海域をリースする許可も発給している。これは、一定の要件を満たした人・社はリースの許可を出す、さらに最大の面積と最大養殖生産量を設定している。

海洋養殖の許可は 438 許可を発給しリースは 406 を許可し、また陸上養殖は 119 の許可を発給している。

4. リースは、特定の州政府の管理する海域を、養殖の為の使用をしてよいとの許可であり、許可の申請の競合が激しい。また、許可はこれにより、養殖を行うことを認めるものであり、生態学的なリスクを評価することを行っている。第一次産業省は、養殖場が常に、生態系や環境への配慮を満たしているかを検査・評価している。

5. また、養殖魚類の健康状態や種苗の Bio Security の問題等が詰めに州政府としても関心事項で、必要な監視と監督を行っている。